

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省庁等	要望事項(事項名)	要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項、第4項第1号、第6条の2、第11条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条	病院・高齢者福祉施設から排出される非感染性の廃棄物のうち、廃プラスチック類は産業廃棄物とされ、紙くず及びし尿は一般廃棄物とされている。	c		廃棄物に関する一般廃棄物と産業廃棄物の区分は、最終的な廃棄物の処理責任を有する者を市町村とするか、排出事業者とするかによって区分するものであって、ご提案のように再生利用するかどうかによって、処理責任を負うべき者を決定することはできない。 また、産業廃棄物は、不適正処理された場合の原状回復を含め、排出事業者が最終的な処理責任を負う廃棄物であり、産業廃棄物と区分するかどうかについては、廃棄物の最終的な処理責任を排出事業者(本件については病院等)が引き受けるかどうかという点が決定的に重要であるため、リサイクル事業・エネルギー回収事業の推進という立場からの御主張でこれを変更することは困難である。		z17001	環境省	病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み紙おむつの廃棄物区分を産業廃プラスチック類とすること	5050	5050001		G48	トータルケア・システム株式会社	1	A	病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み紙おむつの廃棄物区分を産業廃プラスチック類とすること	病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み紙おむつは、産廃である廃プラスチックと一般の混合物であることから、その取扱いが「事業系一廃、産廃、適正処理であれば一廃、産廃」どちらでも構わないと地域によって異なっている。 2005年、産学官共同研究開発を基に使用済み紙おむつを焼却せずに水溶化処理で、廃プラスチック、パルプ、汚泥を分離回収し、再生利用する紙おむつリサイクル施設が完成した。この施設では、非感染性使用済み紙おむつを産廃処理しており、産廃と認められている地域から集めている。それ以外の地域からも紙おむつをリサイクルしたいとの要望があるが、お断りせざるを得ない状況である。 紙おむつは今後も増加し、事業系一廃として焼却処理している市町村での受け入れや貴重な資源の再生利用は難しいと思われる。一方、紙おむつリサイクルを事業とするには、ある程度まとまった量を広域から集める必要がある。従って、事業活動から排出される非感染性使用済み紙おむつの廃棄物区分を、産廃である廃プラスチック類と位置づけ、一律、産廃処理できるよう要望するものである。	地域の収集運搬事業者が回収した非感染性使用済み紙おむつを、リサイクル施設で破袋・分離・殺菌・洗浄・脱水工程を経て廃プラスチック、パルプ、汚泥を分離回収する。回収された廃プラスチックはRPFの燃料として熱回収し、パルプはさらに180℃の熱処理を加え安全性を確保して再生紙おむつ、モールド、防火板などの原料として再利用する。汚泥は土壌改良材として緑農地に還元する。 紙おむつに特化した資源リサイクル事業として、年間6000トン処理し、約300トンのプラスチックと約1000トンのパルプを再資源化する。この紙おむつリサイクルは、回収素材の全てを資源として再生利用でき、焼却処理に比べ二酸化炭素の排出が削減され焼却残渣も生じない、環境負荷を軽減する資源循環型の理想的な排泡ゲアリサイクルシステムである。 2005年の紙おむつ生産枚数は100億枚を超え、さらに増加する勢いであり、紙おむつリサイクル事業の必要性が高まっている。本事業に賛同する事業者に対しリサイクルに関する技術やノウハウを提供し、その開発及び事業支援を行い普及展開を進めている。	乳幼児用の「使い捨ておむつ」として使われてきた紙おむつは、急激な高齢化で病院・高齢者福祉施設等での使用が急増した。2005年、紙おむつの生産枚数は100億枚を超え、生産量も約48万トンに達した。 大量に排出する病院・高齢者福祉施設等では、糞便・し尿のついた紙おむつをクリーニングして再利用しており、使用済み紙おむつもゴミとして焼却するだけではなく、リサイクルによって再生利用すべきとの意向が強い。事業系一廃に区分されている地域では、処理責任は市町村にあり、排出者が再生利用を望んでも現状では難しい。一方、産廃に区分されている地域では、同一性状の廃棄物でも排出者の意思で再生利用でき、効率的に再資源化できる。 また、リサイクルを事業として実施していくには、採算に合う処理量が必要であるが、非感染性使用済み紙おむつを産廃に区分している地域は限られ、ある程度の量を集めるには市町村単位ではなく、もっと広域的な処理を進める必要がある。 こうした課題に対応するため、事業系使用済み紙おむつを産廃に区分することで、一層のリサイクル推進が図れる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項、第4項第1号、第6条の2、第11条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条	参考資料 平成17年度循環型社会白書 環境省 全国エコタウン事業の承認地域マップ 平成17年版福岡県環境白書 新聞雑誌記事等 #448-747 http://www.totalcare-system.co.jp/
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項、第4項第1号、第6条の2、第11条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条	病院・高齢者福祉施設から排出される非感染性の廃棄物のうち、廃プラスチック類は産業廃棄物とされ、紙くず及びし尿は一般廃棄物とされている。	c		廃棄物に関する一般廃棄物と産業廃棄物の区分は、最終的な廃棄物の処理責任を有する者を市町村とするか、排出事業者とするかによって区分するものであって、ご提案のように再生利用するかどうかによって、処理責任を負うべき者を決定することはできない。 また、産業廃棄物は、不適正処理された場合の原状回復を含め、排出事業者が最終的な処理責任を負う廃棄物であり、産業廃棄物と区分するかどうかについては、廃棄物の最終的な処理責任を排出事業者(本件については病院等)が引き受けるかどうかという点が決定的に重要であるため、リサイクル事業・エネルギー回収事業の推進という立場からの御主張でこれを変更することは困難である。		z17001	環境省	病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み紙おむつの廃棄物区分を産業廃プラスチック類とすること	5065	5065009		G48	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、トータルケア・システム株式会社	9	A	病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み紙おむつの廃棄物区分を産業廃プラスチック類とすること	病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み紙おむつは、産廃である廃プラスチックと一般の混合物であることから、その取扱いが「事業系一廃、産廃、適正処理であれば一廃、産廃」どちらでも構わないと地域によって異なっている。 2005年、産学官共同研究開発を基に使用済み紙おむつを焼却せずに水溶化処理で、廃プラスチック、パルプ、汚泥を分離回収し、再生利用する紙おむつリサイクル施設が完成した。この施設では、非感染性使用済み紙おむつを産廃処理しており、産廃と認められている地域から集めている。それ以外の地域からも紙おむつをリサイクルしたいとの要望があるが、お断りせざるを得ない状況である。 紙おむつは今後も増加し、事業系一廃として焼却処理している市町村での受け入れや貴重な資源の再生利用は難しいと思われる。一方、紙おむつリサイクルを事業とするには、ある程度まとまった量を広域から集める必要がある。従って、事業活動から排出される非感染性使用済み紙おむつの廃棄物区分を、産廃である廃プラスチック類と位置づけ、一律、産廃処理できるよう要望するものである。	地域の収集運搬事業者が回収した非感染性使用済み紙おむつを、リサイクル施設で破袋・分離・殺菌・洗浄・脱水工程を経て廃プラスチック、パルプ、汚泥を分離回収する。回収された廃プラスチックはRPFの燃料として熱回収し、パルプはさらに180℃の熱処理を加え安全性を確保して再生紙おむつ、モールド、防火板などの原料として再利用する。汚泥は土壌改良材として緑農地に還元する。 紙おむつに特化した資源リサイクル事業として、年間6000トン処理し、約300トンのプラスチックと約1000トンのパルプを再資源化する。この紙おむつリサイクルは、回収素材の全てを資源として再生利用でき、焼却処理に比べ二酸化炭素の排出が削減され焼却残渣も生じない、環境負荷を軽減する資源循環型の理想的な排泡ゲアリサイクルシステムである。 2005年の紙おむつ生産枚数は100億枚を超え、さらに増加する勢いであり、紙おむつリサイクル事業の必要性が高まっている。本事業に賛同する事業者に対しリサイクルに関する技術やノウハウを提供し、その開発及び事業支援を行い普及展開を進めている。	乳幼児用の「使い捨ておむつ」として使われてきた紙おむつは、急激な高齢化で病院・高齢者福祉施設等での使用が急増した。2005年、紙おむつの生産枚数は100億枚を超え、生産量も約48万トンに達した。 大量に排出する病院・高齢者福祉施設等では、糞便・し尿のついた紙おむつをクリーニングして再利用しており、使用済み紙おむつもゴミとして焼却するだけではなく、リサイクルによって再生利用すべきとの意向が強い。事業系一廃に区分されている地域では、処理責任は市町村にあり、排出者が再生利用を望んでも現状では難しい。一方、産廃に区分されている地域では、同一性状の廃棄物でも排出者の意思で再生利用でき、効率的に再資源化できる。 また、リサイクルを事業として実施していくには、採算に合う処理量が必要であるが、非感染性使用済み紙おむつを産廃に区分している地域は限られ、ある程度の量を集めるには市町村単位ではなく、もっと広域的な処理を進める必要がある。 こうした課題に対応するため、事業系使用済み紙おむつを産廃に区分することで、一層のリサイクル推進が図れる。	参考資料 平成17年度循環型社会白書 全国エコタウン事業の承認地域マップ 平成17年版福岡県環境白書 新聞雑誌記事等 #448-747 http://www.totalcare-system.co.jp/	
浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知(浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局長水道環境部長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月15日環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室長通知))	環境省関係浄化槽法施行規則において、指定検査機関の指定に当たっては、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならずと規定されている。 また、検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有するなどが要件とされている。	c		法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法上の改善命令や罰則等の行政処分とも深く関係するものであり、指定検査機関制は、第三者性及び公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みである。平成17年においては、こうした法定検査の公的な位置付けと仕組みを前提として、指定検査機関に検査の結果を都道府県に報告することを義務付けるとともに、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところである。 このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること、また、検査業務をどのような地域でも継続・安定して行えることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはなじまないものである。 なお、指定検査機関の増加については、福岡県においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。 指定検査機関の検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有するなどが要件とされており、各都道府県の推薦は必要とされていない。		z17002	環境省	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	5014	5014001		G49	有限会社 嘉徳衛生	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。 浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員になれる制度に改める。	浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年11月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定められたものを除き、1年に1回必ず検査を受けることとされている。計算上、1人当り約3,460基を1年、毎日10基以上を検査することになり、実際に適正な検査が行われているか懸念されることである。実際に、浄化槽法第11条に基づき(定期検査の受検率は、全国で10%台と低い)環境情報より、 よって、公共用水域等の水質の保全等観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ、浄化槽検査機関の増加を図ることが必要であるため、	浄化槽法 及び関連通知(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県衛生局長水道環境部長通知)		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省庁等	要望事項(事項名)	要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知(浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月15日環衛対第33号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室長通知))	環境省関係浄化槽法施行規則において、指定検査機関の指定に当たっての基準として、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならないと規定されている。 また、検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされている。	c		法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法上の改善命令や罰則等の行政処分とも深く関係するものであり、指定検査機関制は、第三者性及び公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みである。平成17年においては、こうした法定検査の公的な位置付けと仕組みを前提として、指定検査機関に検査の結果を都道府県に報告することを義務付けるとともに、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところである。 このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること、また、検査業務をどのような地域でも継続・安定して行えることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはなじまないものである。 なお、指定検査機関の増加については、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。 指定検査機関の検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされており、各都道府県の推薦は必要とされていない。		z17002	環境省	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	5015	5015001			G49	有限会社 諫山環境開発	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。 浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員になれる制度に改める。	浄化槽の設置基準は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定めるものを除き、1年に1回必ず検査を受けることとされている。計算上、1人当り約3,460基を1年間、毎日10基以上を検査することになり、実際に適正な検査が行われているか懸念されることとなり、実際に浄化槽法第11条に基づき(定期検査の受検率は、全国で10%台と低い)環境情報より)、 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の健全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ、浄化槽検査機関の増加を図ることが必要であるため。	浄化槽法 及び関連通達(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長宛厚生省生活衛生局水道環境部長通知)	
浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知(浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月15日環衛対第33号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室長通知))	環境省関係浄化槽法施行規則において、指定検査機関の指定に当たっての基準として、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならないと規定されている。 また、検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされている。	c		法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法上の改善命令や罰則等の行政処分とも深く関係するものであり、指定検査機関制は、第三者性及び公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みである。平成17年においては、こうした法定検査の結果を都道府県に報告することを義務付けるとともに、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところである。 このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること、また、検査業務をどのような地域でも継続・安定して行えることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはなじまないものである。 なお、指定検査機関の増加については、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。 指定検査機関の検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされており、各都道府県の推薦は必要とされていない。		z17002	環境省	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	5017	5017001			G49	福岡県環境システム協同組合	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。 浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員になれる制度に改める。	浄化槽の設置基準は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定めるものを除き、1年に1回必ず検査を受けることとされている。計算上、1人当り約3,460基を1年間、毎日10基以上を検査することになり、実際に適正な検査が行われているか懸念されることとなり、実際に浄化槽法第11条に基づき(定期検査の受検率は、全国で10%台と低い)環境情報より)、 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の健全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ、浄化槽検査機関の増加を図ることが必要であるため。	浄化槽法 及び関連通達(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長宛厚生省生活衛生局水道環境部長通知)	
浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知(浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月15日環衛対第33号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室長通知))	環境省関係浄化槽法施行規則において、指定検査機関の指定に当たっての基準として、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならないと規定されている。 また、検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされている。	c		法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法上の改善命令や罰則等の行政処分とも深く関係するものであり、指定検査機関制は、第三者性及び公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みである。平成17年においては、こうした法定検査の公的な位置付けと仕組みを前提として、指定検査機関に検査の結果を都道府県に報告することを義務付けるとともに、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところである。 このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること、また、検査業務をどのような地域でも継続・安定して行えることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはなじまないものである。 なお、指定検査機関の増加については、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。 指定検査機関の検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされており、各都道府県の推薦は必要とされていない。		z17002	環境省	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	5018	5018001			G49	特定非営利活動法人 福岡県浄化槽水質検査協会	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。 浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員になれる制度に改める。	浄化槽の設置基準は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定めるものを除き、1年に1回必ず検査を受けることとされている。計算上、1人当り約3,460基を1年間、毎日10基以上を検査することになり、実際に適正な検査が行われているか懸念されることとなり、実際に浄化槽法第11条に基づき(定期検査の受検率は、全国で10%台と低い)環境情報より)、 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の健全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ、浄化槽検査機関の増加を図ることが必要であるため。	浄化槽法 及び関連通達(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長宛厚生省生活衛生局水道環境部長通知)	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省庁等	要望事項(事項名)	要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知(浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月16日環境対策第33号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室長通知))	環境省関係浄化槽法施行規則において、指定検査機関の指定に当たっては、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならないと規定されている。 また、検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされている。	c		法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法上の改善命令や罰則等の行政処分とも深く関係するものであり、指定検査機関制は、第三者性及び公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みである。平成17年においては、こうした法定検査の公的な位置付けと仕組みを前提として、指定検査機関に検査の結果を都道府県に報告することを義務付けるとともに、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところである。 このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはなじまないものである。 なお、指定検査機関の増加については、福岡県下においても、権限の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。 指定検査機関の検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされており、各都道府県の推薦は必要とされていない。		z17002	環境省	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	5020	5020001			G49	有限会社 田村環境開発工業	1	B	浄化槽法に基づく(適正な検査の実施)	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。 浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員になれる制度に改める。	浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定めるものを除き、1年に1回必ず検査を受けることとされている。計算上、1人当り約3,460基を1年間、毎日10基以上を検査することになり、実際に適正な検査が行われているか懸念されることとなり、実際に浄化槽法第11条に基づき(定期検査の受検率は、全国で10%低い)環境情報より、 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による尿及び排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ、浄化槽検査機関の増加を図ることが必要であるため。	浄化槽法及び関連通知(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長官庁衛生局長官庁水道環境部長通知)	
第三次環境基本計画では、自己宣言方式、審査登録(認証取得)方式に限らず、ISO14001の普及促進を図ることとしている。		e	-	e(理由) 当該要望事項は、規制改革・民間開放要望に該当しないと考えるため。		z17003	経済産業省、環境省	JISQ14001の適合性評価手続きにおける公平性の確保	5009	5009004			特定非営利活動法人 環境ISO自己宣言相互支援ネットワークJAPAN	4	A	JISQ14001の適合性評価手続きにおける公平性の確保	JISQ14001の取組みを表明する方式には自己宣言方式と審査登録(認証取得)方式があります。何れの方法でもJISQ14001環境保全活動に取り組んでいるという事実を重視することを環境基本計画に明記することを要望します。 国等の公共機関は、JISQ14001の認証取得したという宣言をしないこと、競争入札参加資格基準など国等の文書において審査登録方式だけを推奨・優遇しないこと、認証取得する事業者だけに助成策を講じないことなどを要望します。	当団体はJISQ14001規格による環境保全活動の取組みを自己宣言方式で普及・啓発する活動を行っています。全国におよそ4万の事業所を有する介護福祉業界に、JISQ14001の自己宣言方式による環境保全活動の進め方を組み込んだ「介護・福祉サービスの質の自己評価・情報開示支援ソフト」を提供し、環境保全活動の取組みの普及・啓発を行う予定です。	国等および認証取得方式を優遇しているのでも自己宣言方式は見向きもされない状態です。これは自己宣言方式の排除であり、間接的な規制となっています。この片手落ちの推奨のあり方の改善をお願いするものです。	国の環境基本計画など www.soumu.go.jp/law/html/view.php?id=law_14001	
温泉法第2条、第13条	温泉法第2条に規定された温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(同法第13条第1項)。	c		温泉法において、「温泉」とは、地中から湧き出する温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で摂氏25度以上の温度又は法に定める物質を有するものをいうと定義されている。この「温泉」は、自然物として自然状態に存在する形態を想定しているものであり、ゆう出口における状態を分析することにより判断されることから、ゆう出口における状態から水分を蒸発させるなどの製品化のための加工が行われた濃縮温泉を温泉法上の「温泉」と判断することはできない。 なお、この「温泉」そのものに対して、循環ろ過を実施している場合には、温泉法第14条の規定に基づき、その旨及びその理由を掲示することとなっている。また、この「温泉」そのものをタンクローリーなどで輸送する供給方法の場合には、特性として成分が変化しやすいことを掲示又は伝達することが適当であるとしている。さらに、利用の許可に当たっては、許可権者である都道府県知事等が、ゆう出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合には、ゆう出口における成分結果に基づき掲示を行って差し支えないとしている。このように、「温泉」を循環ろ過する場合やタンクローリーで供給する場合の温泉の性状変化に関しては、掲示を求めるなどの措置を図っているところである。 また、「温泉」の過剰採取については、温泉法第10条において「都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる」と規定されており、原料である「温泉」を採取する者に対して、温泉の採取量を規制することで、温泉資源の保護を図っているところである。		z17004	厚生労働省、環境省	「濃縮温泉水」を温泉法に基づく温泉利用許可対象としないこと	5010	5010001				株式会社 ヒロ	1	A	「濃縮温泉水」を温泉法に基づく温泉として温泉利用許可対象としないこと	・環境省においては「濃縮温泉水」は、ゆう出口における状態を分析することにより「温泉」かどうか判断されることから、人工的に製造しているため成分の変更があるので、温泉法に基づく(温泉とは認めない)としている一方で、ろ過循環及びタンクローリーの温泉供給といった、源泉以外のものに接触していることから明らかにゆう出口における状態から温泉成分が変わると考えられる供給方法について、「温泉」の性状の変更はない)として、温泉法に基づく「温泉」と認められている状況にある。このように矛盾のある運用を改め、濃縮時に一時的に温泉成分を性状を強制変更させるが、使用する浴槽等においてはろ過循環及びタンクローリーで供給された「温泉」とほとんど性状の変更がない「濃縮温泉水」を温泉として温泉利用許可対象としたい。なお、以前、「自由」のみを原料としているものについて、「何ら混乱を招いていない」現状では取上げて規制をかける必要性はないとの見解をいただいたが、温泉法の趣旨において、「温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することをもつて目的とする」とあり、「温泉」のみを原料とする入浴剤の過剰な販売により、自然資源としての温泉保護が難しくなる可能性も否定できず、「温泉」のみを原料とする入浴剤を温泉利用許可制度に含めるといった措置は事前に必要であると考えている。	現在、温泉利用許可申請書の提出に当たり、タンクローリー又はボリ容器により供給された温泉を温泉スタンド、タンクローリー又はボリ容器により温泉を公共の浴用に供しようとする場合は、利用施設の概要のわかる書類を添付すること。 温泉スタンド、タンクローリー又はボリ容器により温泉を公共の浴用に供しようとする場合は、公正取引委員会からの報告書がなかったが、未だに改善されていない。よって、天与の恵みでもある温泉事業は、何れまでも取りがたい本物温泉としてあるべきで、この点、我「濃縮温泉水」は、正に本物温泉として正しく、誇りをもっているもので、偽りのない温泉として温泉法に基づく(温泉利用許可対象と)してもらいたい。「アトピー・性皮膚炎専門医及びアトピー・性皮膚炎患者から「濃縮温泉水」の公衆浴場使用早期実施を求める要望が多数寄せられている。	温泉法 公衆浴場法	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省庁等	要望事項(事項名)	要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
自動車NOx・PM法 第12条、第14条、大気汚染防止法 第19条	自動車NOx・PMに基づき、対策地域のトラック・バス等、ディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものについては、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置(車種規制)を講じている。	c	-	現在、中央環境審議会大気環境部会のもとに設置された自動車排出ガス総合対策小委員会において、自動車NOx・PM法の目標達成に向け、現行の施策の進捗状況等を踏まえて、今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について審議いただいている。小委員会においては、「流入車も含めた適合車への転換をどのように進めるのか」、「対策地域の範囲をどうするか」についても検討課題とされている。 平成15年度から使用過程車の排ガス性状の劣化等について調査を実施しているところであり、この調査結果を踏まえ、関係府省と連携し、使用過程車の排出ガス性能を良好に維持・確保する方策について検討していくこととしている。また、前述の小委員会においては、「使用過程車に係る排出ガス水準の設定等の使用過程車に係る総合的な対策についてどのように考えるか」についても検討課題とされている。 上記、については、平成17年12月に中間報告が取りまとめられ、引き続き検討が行われているところ。小委員会での審議の状況を見守りつつ、これらの事項について今後検討したい。		z17005	環境省	抜本的なディーゼル車等の使用過程車対策の実施	5049	5049005				東京都	5	A	抜本的なディーゼル車等の使用過程車対策の実施	自動車Nox・PM法では、車検制度によって、基準を満たさない車両は対策地域に登録できなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象にするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。使用過程車の排出ガス性能を維持・確保するため、車検時の検査対象項目にNox・PMを加えること。		都における大気汚染の根本的な原因は国の自動車排出ガス規制の遅れにある。また、Nox・PM法の対策地域への流入車対策の認識不足、対策地域外の環境改善の遅れも国の問題である。ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染を早期に改善するとともに、健康被害者を救済するため、抜本的な使用過程車対策を実施する必要がある。	自動車Nox・PM法 大気汚染防止法	
環境基本法第6条	環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないとされている。大気汚染に係る環境基準としては、現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4つの有害大気汚染物質等について設定されている。	b	-	粒径2.5μm以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から(平成18年度までの予定)全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等も踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしている。 なお、粒子状物質対策については、粒径10μm以下の粒子状物質に係る環境基準を設定し、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法に基づく規制等、基準達成に向けた施策を講じているところであり、これらの取組は、PM2.5等の低減にも寄与するものと考えている。		z17006	環境省	ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	5049	5049006				東京都	6	A	ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	ディーゼル排出微粒子などによる大気汚染の健康影響に関する調査を確実に推進し、その結果も踏まえ、新たに超微粒子(PM2.5以下)の環境基準を設定すること。		微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などとの強い関連性を示す報告がある。 ・ディーゼル排出微粒子のほとんどが微小粒子といわれている。 ・微小粒子の環境基準を設定するなど、国民の健康を守るための実効性ある対策をとる必要がある。	大気汚染防止法	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶から排出される排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、平成17年5月発効のマルポール条約附属書の国内法である「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海洋汚染防止法」という。)を一部改正し、新たに船舶の排出ガス規制や燃料中の硫黄分規制について定めたところであり、条約発効とともに施行したところ。	c	-	国内の取組としては、港湾を管理している地方自治体の取組とあわせて、船舶からの大気汚染を防止するための、国際的な取組である「マルポール条約附属書」の国内法として「海洋汚染防止法」の改正が行われており、この法律の適切な施行を図っていくことが汚染軽減に当たってまずもって必要と考えているところ。 国際的な取組としては、マルポール条約による規制強化等の見直しに向けて、IMO(国際海事機関)による国際的な枠組み作り積極的に取り組んでいるところ。		z17007	国土交通省、環境省	船舶からの排出ガス対策	5049	5049007				東京都	7	A	船舶からの排出ガス対策	マルポール条約の批准に伴い改正海洋汚染防止法が昨年5月19日に施行されたが、既存船は窒素酸化物規制の対象とならないこと、粒子状物質は規制対象としていないこと、燃料の硫黄分は4.5%以下としていること(国内の実勢は硫黄分3.0%以下)などから、船舶からの排出ガスについて、より抜本的な対策を講じること。		船舶からの排出ガス対策は、一港湾の問題ではなく、全国レベルでの対応が必要不可欠である。また、対象事業者は、外国の船舶運航事業者も含め広汎にわたることから、国内法による規制だけでは不十分である。環境対策に、より実効性を果たさせるためには、国際的な取組が必要であり、マルポール条約の改正を含め、国際機関への働きかけを行うべきである。	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省庁等	要望事項(事項名)	要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2	産業廃棄物処理業の許可の申請については、廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続を定めている。	d() c()		<p>について 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)を受けて、先行許可証の活用について、その積極的活用を都道府県等にて通知し、担当者会議等でも適宜周知しているところであり、今後とも周知徹底をはかってまいりたい。</p> <p>について 許可申請手続の電子化については、各種行政手続一般の電子化として、都道府県等又は民間事業者における普及状況に照らして検討すべき課題であり、現状において申請手続をインターネットで行うまでの条件整備はされていないと考えるが、廃棄物処理法上の許可情報等の地方公共団体の共有や許可手続の電子化等については、平成18年度中に、事業者や地方公共団体の意見を踏まえつつ、取組を開始する予定である。</p> <p>について 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置の許可については、生活環境保全上の観点から、各都道府県知事(政令市にあっては、市長)の管理監督の下、廃棄物の適正な処理を確保する必要がある。</p>		z17008	環境省	産業廃棄物処理法に係る許可手続の簡素化・電子化	5057	5057100			(社)日本経済団体連合会	100	A	産業廃棄物処理法に係る許可手続の簡素化・電子化	<p>産業廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、役員の実動に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。</p> <p>産業廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日)において、産業廃棄物処理法上の許可情報等について「事業者や地方公共団体の意見を踏まえつつ、電子化にむけた取組を開始する」と記載されたことは評価でき、民間事業者の行政手続の簡素化に資する情報システムの構築を早期に実現すべきである。</p> <p>その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方公共団体で許可を取得する場合には、ある一つの地方公共団体で手続を行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。また、産業廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。(*)</p>	<p>大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある、このような場合に、役員の実動に係る変更手続に要する添付書類を削減するに役目以外の役員についても、添付書類を求めるのは非常に負担感が大きい。個人情報保護法の施行等個人情報扱いが厳格になっている折、添付書類の提出を必要最小限とすべきである。とりわけ産業廃棄物収集運搬業者は多くの地方公共団体の許可を有しており、その事務手続は膨大である。</p> <p>将来的には、産業廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービスの実現)、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい産業廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。</p> <p>2005年5月18日に公布された改正法では、保健所設置市による事務処理の仕組みが見直されたが、依然として中核都市が政令で指定されており、産業廃棄物処理法に係る許可権限のさらなる広域化が望まれる。(**)</p>	<p>(***) せめて、都道府県およびいわゆる指定都市への集約化、さらには、許可手続の電子化と併せて、都道府県をブロックした地方単位の集約化を検討すべきである。</p> <p>産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該施設を有する区域ならびに当該施設を有する区域に所在する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々に取得する必要がある。また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。</p>		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項及び第4項第1号廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第2号に「木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにがり塩化ビフェニルが決め込まれたものに限る。))と規定されている。	b		<p>本件御提案については、平成17年度11月受付関係要望においても同一の内容の御提案があり、事業系一般廃棄物である木くずの廃棄物の区分の検討について全国規模で検討を行うこととして結論を得ているところである。</p> <p>具体的には、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」を踏まえ、平成18年度に、中央環境審議会に置かれた専門委員会において、廃木製パレットについては事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行い、その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についてもその排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討する予定である。</p>		z17009	環境省	「木くず」の処理における廃棄物処理法の扱いの弾力化	5057	5057101			(社)日本経済団体連合会	101	A	「木くず」の処理における廃棄物処理法の扱いの弾力化	<p>右記の「木くず」を処理するにあたっては、産業廃棄物処理法の規定に則して、一般廃棄物として処理することを原則としつつ、地方公共団体の特段の事情でこれらの一般廃棄物を処理することが困難である場合、または、確実にリサイクルできるときは、産業廃棄物として処理の委託ができるように、実務上の扱いを弾力化すべきである。</p>	<p>右記の「木くず」は、産業廃棄物処理法上の「事業系一般廃棄物」に分類され、市町村が責任を持って処理することが規定されているにもかかわらず、地方公共団体によっては引き取らない、あるいは処理する一般廃棄物処理業者がないケースが多々ある。とりわけ、2003年の産業廃棄物処理法の改正により、「一般廃棄物」は一般廃棄物処理業者に委託しなければならぬという規制が明確化され、これに違反すると罰則が適用されることが、事業者は、適法性の観点からも実務上対応に苦慮している。</p> <p>そこで、実情に即して、上記要望の通り、取扱を弾力化すべきである。</p> <p>また、これらの「木くず」を産業廃棄物としてリサイクルする場合には、再生利用認定制度などの特例措置を簡素かつ迅速な手続で適用できるような仕組みを構築すべきである。</p>	<p>産業廃棄物処理法第2条第2号</p> <p>「産業廃棄物の処理および清掃に関する法律の趣意については、産業廃棄物処理法上の「事業系一般廃棄物」に分類され、地方公共団体が処理しなければならないと規定されている(産業廃棄物処理法で指定されている業種を除く)。</p> <p>しかしながら、引き取りに条件や厳格な制限を設けたり、焼却炉の能力不足などを理由に引き取らない地方公共団体もあり、産業廃棄物として処理せざるを得ないケースも多い。</p> <p>また、一般廃棄物処理業者による処理の場合、市町村合併が行われても、旧市町村の範囲内の廃棄物のみしか扱わない場合もある等、市町村をまたがった広域的な処理が困難であり、リサイクルしにくいのが現状である。</p>		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項、第15条の3、行政処分指針について(平成17年8月12日環境省第3号環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	欠格要件については、産業廃棄物処理法第14条において規定されており、申請者や許可業者が欠格要件に該当する場合は不許可や取消の処分を受けることになる。	d() ~ () () c() ()		<p>について 産業廃棄物処理法においては、産業廃棄物に対する国民の不信を解消し、産業廃棄物処理業者の質の確保を図るため、平成9年及び平成12年の法改正において産業廃棄物処理業・施設設置の許可要件を厳格化するともに欠格要件を強化し、さらに平成15年の法改正においても、欠格要件に該当した場合の取消しを義務化するとした。</p> <p>産業廃棄物処理法に係る欠格要件については「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において「検討会を設け、欠格要件の必要性の見直し等」について、平成18年度を目途に結論を出す」とされているため、欠格要件についてはその場で検討することとしている。</p> <p>について 従前より役員に含まれるとの解釈を示しているが、監査役については、会社法(平成17年法律第86号)においても役員として位置づけられているところである。監査役の会社法上の権限をかんがみても、「取締役、執行役又はこれらに準ずる者」に該当するものと認識している。</p> <p>について 「5%以上の株式所有者若しくは出資者」については、欠格要件に係る解釈を示した通知において、「役員等と同等以上の支配力を有すると認められる者」であることの蓋然性が高いとしているだけであり、「役員等と同等以上の支配力を有すると認められる者」の判断については、実態を把握し、個別の事例に応じて適切に判断するという、まさに総合的に判断する旨を明確にしている。</p>		z17010	環境省	産業廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	5057	5057102			(社)日本経済団体連合会	102	A	産業廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	<p>産業廃棄物処理法に係る許可の欠格事由について、規制改革・民間開放推進3か年計画(2006年3月)において、「学識経験者等からなる検討会を設け、欠格要件の必要性の見直し等について、平成18年度を目途に結論を出す」とされていることは評価できる。具体的には、欠格事由による取消しを義務化するに当たっては、きめ細やかな実地分析を行うとともに、欠格的な見地から検討を行い、下記要望事項が実現されるよう措置すべきである。</p> <p>欠格要件に該当することになった場合、自動的に許可が取消されるのは産業廃棄物処理法の許可のみとし、産業廃棄物処理施設の許可については「取取消し」が「取り消すことができる」とすべきである。</p> <p>その他環境関連法令違反については、施設許可のみならず、業の許可についても「義務的取消し」の対象外とし、「裁量的取消し」とすべきである。</p> <p>法人の役員または政令使用者が、交通事故等の私的な事故により禁錮以上の刑に処せられた場合には、義務的取消事由の対象外とすべきである。</p> <p>処理業の許可を受けたものが法人である場合に欠格要件が適用される役員範囲については、株式会社の監査役は対象外とすべきである。</p> <p>また、「5%以上の株式所有者若しくは出資者」が、欠格要件に該当する「役員等と同等以上の支配力を有すると認められる者」であるかは、総合的に判断すべきことを明確化すべきである。</p>	<p>「要望理由補き」 法人の役員または政令使用者が、例えば交通事故等の私的な事故によって禁錮以上の刑に処せられる可能性は否定できないことから、本事由についても義務的取消の対象外とすべきである。</p> <p>悪質な処理業者の輩出を排除する目的で、欠格要件に該当する者の範囲を「法人に対し業務執行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者」と同等以上の支配力を有すると認められる者」と定めていく。しかしながら、株式会社の監査役は、制度上、取締役や執行役等の業務執行を監督する立場にあり、監査役を取締役や執行役に準ずる支配力のある者として欠格要件の適用が全事業所に波及する。</p> <p>対象とするのは行き過ぎである。「5%以上の株式所有者・出資者」についても、相対的な株式・出資状況により判断すべきである。</p>	<p>2003年の産業廃棄物処理法改正の趣旨は、産業廃棄物処理業を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことであった。悪質な産業廃棄物処理業者に対する行政処分は処理業の許可の取消しが可能であり、主に施設の技術上の基準について審査する(法第15条の2)「産業廃棄物処理施設の許可」まで、「義務的取消し」するの必要はない。近年、製造業者が、生産施設等を活用して、自己又は他者の産業廃棄物処理を行うために、産業廃棄物処理法上の施設あるいは業の許可を取得しているケースが多い。そのため、欠格要件に該当した場合に自動的に許可が取消されると、自らの産業廃棄物処理のために産業廃棄物処理施設の許可を有する製造事業者は、廃棄物の自己処理ができなくなる。とりわけ、製造工程から産業廃棄物処理まで一連のプロセスになっている場合、製造業者等の事業活動そのものが継続できなくなる。全国に複数の事業所を有する製造事業者においては、欠格要件が全事業所にまで適用され、当該製造事業者の生産活動に致命的影響を与える。ひいては日本経済に少なからぬ影響を与える。また、生産施設を活用して他者の産業廃棄物も受け入れて産業廃棄物処理業を行っていない製造事業者は、本来の生産活動ができなくなる。全国に複数の事業所を有する製造事業者においては、欠格要件の適用が全事業所に波及する。</p> <p>したがって、施設の許可まで「義務的取消し」とすると、産業物の適正処理ならびにリサイクルの推進が阻害されてしまう。</p> <p>規制の現状に示した9つの環境関連法令違反には「義務的取消し」が適用される。「その他環境関連法令」に違反する事象は本来あってはならないが、製造事業者の通常の事業遂行過程と密接に関連するので、過失や事故で法令違反を犯す可能性は否めない。過失や事故で「その他環境関連法令」に違反した場合の処置と、暴行・暴行脅迫等処罰法、刑法の暴行、傷害、脅迫等を犯した場合の処置が同等であることに対して疑問がある。以上から、環境関連法令違反について、違反法令に基づく罰則に加えて、産業廃棄物処理法の許可の義務的取消要件とすることは見直すべきである。*</p>		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省庁等	要望事項(事項名)	要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない。	d		廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない。環境省においては、法に定められた規制を超える要綱等による運用が、都道府県に考案を示しているが、都道府県に定める要綱、環境条例の妥当性については、都道府県において検討されるべきものである。		z17014	環境省	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制等の見直し	5057	5057106			(社)日本経済団体連合会	106	A	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制等の見直し	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していかねばならない。少なくとも、域外から産業廃棄物を搬入する場合であっても、最終処分や単純焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むようにする。等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直しを、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。		事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、処理業者が、最終処分を行うリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の行政指導を受けている。最近では、リサイクルの進展により、域外からのリサイクル処理案件が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。こうしたことから、排出事業者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさを、結果的にリサイクルせずに近隣の最終処分場で処分してしまうケースもあり、循環型社会の構築を阻害する原因となっている。	地方公共団体の指導要綱	産業廃棄物処理法上、「産業廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等に当たって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要であるとの規定はない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議の実施、周辺住民説明会の開催、同意書の取得等が義務付けられている。都道府県によっては、リサイクルを推進するため、一定の基準を満たすマテリアルリサイクル施設の設置について、住民同意を不要とする指導要綱の改正を行っている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2	産業廃棄物収集運搬業の許可の申請については、廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続を定めている。	d		については、廃棄物処理業の事業範囲の変更許可の申請については、すでに新規の申請よりも簡素かつ最低限必要な手続となっている。については、廃棄物処理法においては、積替え・保管について住民同意等は求めているが、都道府県に定める要綱、環境条例の妥当性については、まずは都道府県において検討されるべきものである。		z17015	環境省	産業廃棄物収集運搬業許可に係る取扱いの徹底(新規)	5057	5057107			(社)日本経済団体連合会	107	A	産業廃棄物収集運搬業許可に係る取扱いの徹底(新規)	産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画の概要を記載した書類」の提出を求めることのないよう、地方公共団体への指導を徹底すべきである。積替え・保管施設の設置・変更にあたって、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないよう、地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。また、貨物・港湾における、積替え・保管の取扱いについて、平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の運用を、地方公共団体に対して周知徹底すべきである。	(*)住民の同意が取れない結果、積替え・保管場所を一定のエリア内に配置できず、トラック1台分に満たないような少量単位で排出されるものリサイクルは進まない。また、貨物駅又は港湾における産業廃棄物の積替え・保管に係る取扱いについて、地方公共団体に周知徹底されておらず、効率的な物流の妨げになっている。	輸送業務は典型的な受注産業であり、いつどの顧客からどのような輸送方法の発注を受けるかをあらかじめ把握することは困難である一方、いつ発注があっても迅速に対応できるように準備しておくことが、適正かつ迅速に廃棄物を処理するために不可欠である。許可更新時に排出事業者からの排出計画に関する書類が添付できず、当該種類の産業廃棄物の収集運搬許可を削除され、例えばその翌月に当該種類の運搬を受注しても、そこからまた一ヶ月をかけて、許可変更の申請を行うようなことのないようにすべきである。更なる申請を行う申請者向け説明資料等にも、新規許可申請、更新許可申請の区別なく、上記書類の添付を要する旨が表記されているものがある。また、積替え・保管施設を設置・変更する場合は、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を申請要件とする地方公共団体がある。動脈物流に比べて輸送の効率化を図るためには、小口で集めた物をまとめて運ぶことが基本であり、このことは、動脈物流を通じて広く消費された後の物を集める静脈物流においても同じである。(*)	産業廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項 平成17年3月25日付環境省大臣官房産業廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知	産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続においては、取扱う廃棄物の種類等に変更がなければ、「事業計画の概要を記載した書類」の添付は不要とされている(産業廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項)。しかしながら、地方公共団体によっては、上記書類に、産業廃棄物の種類ごとの排出事業者に関する詳細な情報(所在地、名称、連絡先、排出場所の所在地、事業内容、産業廃棄物管理責任者の保簿(氏名)を記載させることがあり、そのような地方公共団体では、許可更新時に「事業計画の概要」の提出を求めている。さらに、排出事業者からの排出計画を提示できない場合に、その産業廃棄物の種類についての許可を取消する措置が取られることがある。積替え・保管施設の設置・変更にあたって、地方公共団体から周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求められることがある。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5	産業廃棄物処理施設の変更を行う場合は許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であるときはこの限りでない。	c		排ガスの量が増大する場合は、今まで排ガスが到達しない地点にまで達する可能性もあり、周辺環境への影響を再度考慮する必要があるため、変更の許可が必要と考えられる。一方、白煙対策のうち、排ガス量が増加せず、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が軽減される変更にあつては、軽微な変更として届出による対応が可能となっているところである。		z17016	環境省	産業廃棄物焼却炉の白煙・紫煙対策の実施に伴う許可変更手続の緩和(新規)	5057	5057108			(社)日本経済団体連合会	108	A	産業廃棄物焼却炉の白煙・紫煙対策の実施に伴う許可変更手続の緩和(新規)	産業廃棄物焼却炉の白煙または紫煙対策のために行われる。排ガスの空気希釈処理等の改善行為については、廃棄物処理施設の軽微な変更は該当するものと扱い、許可変更手続を不要として、届出のみとするべきである。	都市部に設置されている焼却炉について、景観上からも環境負荷が多い設備であると地域住民から認識されがちであり、白煙・紫煙対策を実施することは、地域住民の不安感を軽減する効果がある。白煙・紫煙対策は、主に排ガスの加熱・冷却や、空気による希釈によって行う。これらの方法は、直接近隣の生活環境に影響を与えるような環境負荷を増大させるものではない。ところが、既設の焼却炉の白煙・紫煙対策を実施するには、環境アセスメントをはじめ多大な作業と期間を要するため、迅速している事業者も多く存在している。上記要望が実現された場合、周辺住民の期待が高い産業廃棄物焼却炉の白煙・紫煙対策が促進される。	産業廃棄物処理施設の変更にあつては、都道府県知事の許可を得なければならないが、産業廃棄物処理法施行規則で定める軽微な変更の場合は届出のみでよいとされている。産業廃棄物焼却炉から発生する白煙や紫煙に対する景観改善の対策が一般的に行われている。この場合、結果的に、送り込んだ空気の分だけ排ガス量が増加するため、施設許可の変更が必要とされる。これに伴い、添付書類として、環境省令で定める当該産業廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査、いわゆる「環境アセスメント調査」の結果を提出しなければならないため、調査に非常に多くの事務作業と期間を要している。	産業廃棄物処理法第15条の10の5 産業廃棄物処理法施行規則第12条の8第1号、第4号、第5号、第12条の10の2	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省庁等	要望事項(事項名)	要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
騒音規制法第2条、騒音規制法施行令第1条及び別表第一、振動規制法第2条、振動規制法施行令第1条及び別表第一	騒音規制法・振動規制法(以下、「法」という。)は工場騒音・工場振動の規制を工場・事業場単位で行うこととしており、規制対象となる工場・事業場であるか否かを著しい騒音・振動が発生する施設を設置しているかどうかで判断している。工場・事業場に設置する施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」として政令で定められている。なお、法においては、特定施設を含む工場・事業場から発生する騒音・振動全てが規制の対象となっている。	b		政令で定める特定施設の表は、今後の実態調査、機械の開発・改良等に応じて逐次改訂していく方針であり、直近では平成8年12月に金属加工機械として切断機を追加したところ(騒音規制法)。 本年度は、検討会を設置し、昨年度の実態調査で集積したスクリー式圧縮機の騒音・振動データを基に技術的検討を行う。 上記検討結果に基づき必要に応じて中央環境審議会に諮問し対応する。		z17017	環境省	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し	5057	5057110			(社)日本経済団体連合会	110	A	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「平成17年度に、スクリー式圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全ての圧縮機に関する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設置して検討を行う」旨、盛り込まれており、上記の要望が実現するよう確実に措置すべきである。		騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960-70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリー式コンプレッサの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリー式圧縮機は対象外とすべきである。	騒音規制法第6条、同法施行令第1条、別表第一、振動規制法第6条、同法施行令第1条、別表第一	騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であつて政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。
水質汚濁防止法 第9条、大気汚濁防止法 第10条、第18条の9	水質汚濁防止法及び大気汚濁防止法の規定により、都道府県知事又は政令市長は、水質汚濁防止法に基づき「特定施設並びに大気汚濁防止法に基づきばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設(以下、「特定施設」という。))に係る設置や構造等の変更をする場合、都道府県知事又は政令市長に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置や構造等の変更を行うことができず、その期間を短縮することができる。	d	-	大気汚濁防止法及び水質汚濁防止法の当該規定は、事業者が審査終了前に工事に着手し、二重投資等の損害が発生することを防ぐことを目的としており、60日という期間は、都道府県知事が審査を行うのに必要な期間であると同時に、事業者をこれ以上長期拘束することは適当でないという考えに立つて定められており、実際に審査に60日程度を要する事業も存在する。 その上で、大気汚濁防止法及び水質汚濁防止法の規定では、都道府県知事又は政令市長は、大気汚濁防止法に基づき(ばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法に基づき「特定施設(以下、「特定施設」という。))の設置や構造等の変更に係る60日の実施制限期間を短縮することができることとされている。これらの規定の趣旨は、適切な内容の設置等の届出を行った者については、実施制限期間の経過を待たずに設置の工事等を行えるようにしているものである。 本規定の種別的な活用については、平成9年9月14日付環大規第33号「環水規第39号」大気汚濁防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について、において、「大気汚濁防止法のばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法の特定施設の設置や構造等の変更の届出(以下、「特定施設」の設置等届出という。))の審査を行い、排出基準・敷地境界基準又は排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めること」と都道府県及び政令市に対して通知しており、実際にそのように運用されているところ。要望に示されたような、短い実施制限期間を原則とし、必要に応じて延長をするという制度では、期間満了が近くなってから行政が期間を延長した場合、着工準備を整えていた事業者に損害を与える恐れがある。しかも、期間延長を要するか否かの判断は、届出を受けてすぐわかるものでもないため、あらゆる届出について期間延長の可能性が捨てきれず、届出を行った者の立場を不安定にすることとなるため、実際の運用上、不相当である。 以上により、標記の要望については、現行法に基づき、都道府県知事又は政令市長が個別の届出内容に応じて実施制限期間の短縮を行うことが適切である。今後とも、必要に応じて、実施制限期間の短縮に努めるとともにその旨を速やかに事業者に通知するよう都道府県知事及び政令市長に助言等を継続することが妥当であると考える。		z17018	環境省	水質汚濁防止法・大気汚濁防止法における特定施設等に係る届出の緩和	5057	5057111				(社)日本経済団体連合会	111	A	水質汚濁防止法・大気汚濁防止法における特定施設等に係る届出の緩和	水質汚濁防止法に基づき「特定施設」ならびに大気汚濁防止法に基づき(ばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行ふべきである。特別の場合等を除く。)、届出施設の内容が複雑であるなど特別の問題がある場合には、30日間を超過して実施制限期間を延長できるようにすべきである。	(*)工事着工30日前までの計画の届出が規定されている労働安全衛生法、電気事業法、ガス事業法の届出内容と比べても、その審査・確認作業に倍の日数を要するとは考えにくい。以上の状況を踏まえ、実期間を要している案件のある施設・設備に関する条件・情報を取りまとめた、これを地方公共団体に開示することにより、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑であるなど特別の問題がある場合には、30日間を超過して実施制限期間を延長することとするべきである。企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければならない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながりにくい。	水質汚濁防止法第9条、大気汚濁防止法第10条、第18条の9	水質汚濁防止法に基づき「特定施設」ならびに大気汚濁防止法に基づき(ばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事へ届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。この期間を短縮するには、都道府県知事の認可を得る必要がある。
環境省内部通達(平成14年7月1日) 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。	環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保保証制度を利用する場合は債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していることとしている。	c		環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保保証制度を利用する場合は債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していることとしているが、各省庁及び各地方公共団体に適用する統一した共通ルールへの規定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考え、		z17019	全省庁	国・地方公共団体向け金融債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	5057	5057139			(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金融債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金融債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一した取扱いすべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方公共団体向けの金融債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金融債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省庁等	要望事項(事項名)	要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
労働安全衛生法及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	労働安全衛生法においては、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造し、輸入しようとする事業者は、当該化学物質の名称、有害性の調査結果等を厚生労働大臣に届け出ることとされている。事業者は有害性の調査の結果に基づき労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、厚生労働大臣は学識経験者の意見を聞き、必要に応じ設備の設置等を講じるよう勧告することができる。化審法においては、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。	c		労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)に基づき(新規化学物質の届出制度は、労働安全衛生担当部署において、当該化学物質へのばく露による労働者の健康障害防止の観点から、新規化学物質の有害性の有無について把握、審査するとともに、必要な場合に労働衛生上の対策を講じるよう指導するものである。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)においては、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。制度の目的、審査の観点から異なることから、それぞれへの届出が必要であり、両法を適切に運用して(ためには、窓口を一化するとは適切ではない。また、安衛法においては、化審法に基づく届出が免除されている製造中間体についても届出の対象としている等のほか、有害性の調査結果のみならず、「当該新規化学物質について予定している製造又は取扱いの方法を記載した書面」を添えて提出しなければならないこととされており、化審法による届出内容とは異なっているところである。したがって、化審法による届出があれば、安衛法による届出を不要とした場合、労働者保護の観点から審査ができなくなり、労働者の健康確保に大きな支障を生じるおそれがある。よって、化審法による届出が行われたからといって、安衛法の届出を不要とすることはできない。		z17020	厚生労働省、経済産業省、環境省	化審法と労働安全衛生法における新規化学物質に関する重複届出の簡素化(新規)	5057	5057224				(社)日本経済団体連合会	224	A	化審法と労働安全衛生法における新規化学物質に関する重複届出の簡素化(新規)	新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の結果について、化審法に基づき(届出と労働安全衛生法に基づく)届出の内容は同一であるため、届出業務の簡素化により事業者の負担を軽減することができる。	新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の結果について、化審法に基づき(届出と労働安全衛生法に基づく)届出の内容は同一であるため、届出業務の簡素化により事業者の負担を軽減することができる。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第2項、新規化学物質に係る試験並びに第1種監視化学物質及び第2種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第2条第3項、労働安全衛生法第57条の3、労働安全衛生規則第34条の3	化審法において、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、新規化学物質の名称等を経済産業省に届け出ることが義務づけられている。その際、人の健康を損なうおそれ(有害性)があるものについては、変異原性試験や、がん原性試験等を実施することとされている。労働安全衛生法では、新規化学物質を製造し、輸入しようとする者は、有害性の調査の結果を厚生労働省に届け出ることが義務づけられている。有害性の調査では、変異原性試験、化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同程度の知見を得ることができる試験又はがん原性試験のうちいずれかの試験を行うこととされている。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律及び労働安全衛生法	労働安全衛生法においては、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造し、輸入しようとする事業者は、当該化学物質の名称、有害性の調査結果等を厚生労働大臣に届け出ることとされている。事業者は有害性の調査の結果に基づき労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、厚生労働大臣は学識経験者の意見を聞き、必要に応じ設備の設置等を講じるよう勧告することができる。化審法においては、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。	c		労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)は、労働者の安全衛生を確保することを目的としており、化学物質については労働環境等を通じた直接的な曝露による労働者の健康影響防止が主眼となっている。一方、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)は、化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的としている(間接的な曝露)。安衛法においては、出来るだけ不純物を分離したものをを用いて試験することを原則としているが、仮に不純物が10重量%混入していたとしても、少なくとも実際に労働者に曝露される姿での化学物質で試験を行うため、労働者の健康影響の可能性を確認することが可能である。一方、化審法に基づく(審査においては、届出化学物質に少量に含まれる他の化学物質が環境中で濃縮されることによつて、人の健康や動植物の生息・生育に影響を与える可能性があるため、1重量%以上含まれる物質については、個別の物質として動機し個別に届出を行うこととしている。このように、両法の目的は異なっているため、化審法第3条の届出に係る化学物質に含まれる他の化学物質の取り扱いに係る基準を安衛法と同様にすることはできない。		z17021	厚生労働省、経済産業省、環境省	化審法における不純物規制の見直し(新規)	5057	5057225				(社)日本経済団体連合会	225	A	化審法における不純物規制の見直し(新規)	不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(1重量%)を、労働安全衛生法の運用上の含有割合である10重量%へ引き上げるべきである。	不純物を1重量%以上含んだ化合物が新規化学物質と扱われると、不純物全てについて衛生性試験を行うこととなるが、個々の物質ではなく、実際に流通する化合物の全体をチェックすることで安全性を担保できる。また、衛生性試験では、9種類の試験を行う必要があり、1つの新規化学物質あたり最大2000万円程度の費用と、7-8か月程度の期間がかかり、事業者の負担が生じている。この点、労働安全衛生法では、不純物の含有割合を10重量%以上として運用することで新規化学物質の安全性が担保されており、見直しにあたり参考とすべきである。なお、諸外国(米国、EU、カナダ等)では不純物に関する届出は不要とされており、衛生性試験により化学物質の製造販売時期が遅れると、国際競争の観点から不利である。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条、第4条、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(2004年3月25日 薬食発第0325001号、2004年3月19日第3号、環境省発第040325001号)有害性情報の報告に関する運用について(2004年3月25日 薬食発第0325002号、2004年3月19日製局第5号、環境省発第040325003)	不純物として含まれる化合物については、その含有割合が1重量%以上の場合は、当該化合物は新規化学物質として取り扱われる。
(参考条文)自然公園法第60条第1項	都道府県立自然公園の特別地域内における行為については、自然公園法に規定する国立公園の特別地域内における行為に関する規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。	e		本規制は千葉県の条例によるものであるため、千葉県がその適否を判断すべきものである。		z17022	環境省	千葉県立自然公園の特別地域内における行為許可申請手続きの簡素化(新規)	5057	5057229			(社)日本経済団体連合会	229	A	千葉県立自然公園の特別地域内における行為許可申請手続きの簡素化(新規)	県道・市道あるいは両総用水の申請と同様に5年ごとの更新申請を可能とすべきである。	排水管理のように設備がある限り定期的な作業が必要な場合であっても、毎年同じ煩雑な手続きを求められている。	千葉県立自然公園条例 12条 1項、5項、千葉県立自然公園条例施行規則 16条 1項、2項	千葉県立九十九里自然公園内の特別区域内において重機を搬入するなどの行為を行う場合には県知事の許可を得ることが必要であるが、1年ごとに更新申請が必要となっている。	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省庁等	要望事項(事項名)	要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第11条	産業廃棄物については、排出事業者が排出した廃棄物の適正処分に対する責任を有する。	c		廃棄物処理法では、事業者は廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。この責任の範囲内で広く具体的な義務を負うという点において、厳格な排出事業者責任が定められている。組合の各加入企業における事業活動から生じた産業廃棄物の排出事業者責任は、組合でなく各加入企業に発生するものであり、加入企業と別個の法人格である組合は排出事業者責任を負うものでない。		z17023	環境省	廃棄物排出事業者取扱い(範囲)の緩和について	5065	5065011			社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、株式会社ジェイ・リライツ、	11	A	廃棄物排出事業者取扱い(範囲)の緩和について	使用済みとなった蛍光灯のリサイクルについては、少量排出事業者の場合は運搬コスト委託した場合少量のため制約(手配)処理契約・長期保管・マニフェスト発行)等の問題から、その推進に理解が得にくいのが現状である。このため、使用済み蛍光灯リサイクルの一層の促進を図るため、組合と一体となってその促進に取り組む場合は、組合員が所有する使用済み蛍光灯の排出事業者は組合と見なす、といった廃棄物処理法の弾力的運用を検討したい。	廃棄物処理法では「事業者はその廃棄物を自ら処理しなければならない」とし、基本的には政令に基づいて委託する場合を除き、他人で処理(運搬・処分)することは認められていない。しかし、電気工事組合・商店街組合・工業団地等の組合が組織的に蛍光灯リサイクル促進に取り組む場合は、組合員が所有する使用済み蛍光灯は組合の所有物と見なし、処理契約(運搬・処分)・保管管理等を一括代表して組合が行うこととする。	提案理由: 左記のとおり、特に少量排出事業者の場合、コスト・手間の問題が蛍光灯リサイクルを促進する上での阻害要因の一つとなっている。 緊急事項への対応策: 組合員と組合が一体となって取り組む活動(一方的な組合への処理責任の転嫁ではないこと)の証として、「排出事業者変更届出書(仮称)、参加組合員リスト、処分委託契約書写し」を市等監督官庁への提出を義務付ける。また、蛍光灯の場合、性状・構造的にも一般廃棄物と同様であり、通常の産業廃棄物とは内容を異にしていると考えます。	環境省の処理及び清掃に関する法律 第11条、第12条	[運用のイメージ] 組合員(店舗・工場等)は組合での組合等を利用し、数本・数十本程度の単位で組合へ持参。 組合で適正に保管管理し、一定の保管量となった時点で、一括してマニフェストを発行し、リサイクル事業者へ処理を委託。(組合はリサイクル事業者とは予め処分契約を締結) ・運搬は許可を取得した運搬会社となるが、近郊の場合は組合が自ら運搬することも可能。
環境省内部通達(平成14年7月1日) 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を譲渡し、又は承継させたりしない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合には、この限りでない。	環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保融資保証制度を利用する場合は債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしているが、各都府及び各地方公共団体に適用する統一的な共通ルールの設定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考える。	c		環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保融資保証制度を利用する場合は債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしているが、各都府及び各地方公共団体に適用する統一的な共通ルールの設定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考える。		z17024	全庁	国・地方自治体向け金融債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5066	5066004			社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金融債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各都府及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各都府及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。			
なし	原則公開(行政処分、不服審査、試験等に関する審議会等で、公開により当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は非公開。)	d		環境省の審議会等については、現状においても原則公開としているところであり、引き続き適切に対処する。		z17025	全庁	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	5083	5083004			特定非営利活動法人「子どもに無理環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進対策部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早く(なっている)政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		